# 第1章 背景

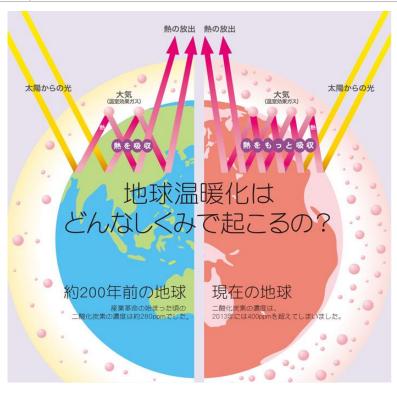
## 1 地球温暖化問題や国内対策の動向等

## (1)地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。温室効果ガスには、大気中の熱を宇宙に逃さない働き(温室効果)があり、そのおかげで、これまでの地球は適度な気温に保たれてきました。ところが、近年、社会・経済活動の拡大に伴い、石油などの化石燃料を大量に使うようになったことから、大気中の CO2 濃度が増え、宇宙に熱を逃せず気温の上昇を引き起こしています。

我が国において既に起こりつつある気候変動の影響

気象変動	影響事例
異常気象・災害	日降水量 200 ㎜以上の大雨発生日数の増加
米•果実	米の乳白化・水稲における白未熟粒の多発、みかんの果皮と果肉の分離
熱中症・感染症	2013 年夏、20 都市・地区計で 15,189 人の熱中症患者が救急車で病院に搬送、デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上
生態系	サンゴの白化、鹿の生息域拡大による農林産物や高山植物の食害が発生



出典:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(http://www.jcca.org/)より

#### (2) 地球温暖化に向けた国の動き

2015年12月12日、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年以降の地球温暖化の国際枠組み「パリ協定」が採択されました。同年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年5月13日に閣議決定され、同年11月4日パリ協定が発効されました。

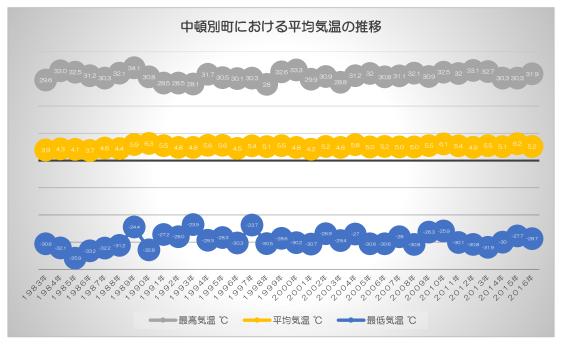
計画では、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減(2005 年度比 25.4%削減)するとの中期目標を設定。各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けました。

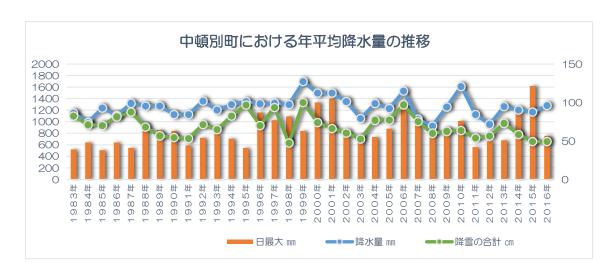
出典:環境省「地球温暖化対策計画」の閣議決定について より

#### (3)地域における取り組みの背景・意義

2016年における日本の年平均気温と 1981~2010年平均基準での偏差は+0.88℃で、1898年の統計開始以降最も高い値となりました。長期的には 100年あたり約1.19℃の割合で上昇しており、特に 1990年代以降、高温となる日が頻出しています。

中頓別町における年平均気温の推移をみると、34年間で1.4℃上昇しており、これは、日本の平均気温の上昇傾向を上回る勢いで温暖化が進んでいる状況です。また、地球の気候がもともと持つ変動する性質、火山活動や太陽活動の変化といった、気候以外の自然の影響を考慮しても、日最大降水量が70mmを超える年が多いことや年降雪量の合計が減少傾向にあることから、今後、地域の基幹産業である農林業への影響が生じるものと予想されます。そのため、本町においても、これ以上の温暖化を防止するための対策が求められます。





出典:気象庁過去のデータ、日本の年平均気温、長期変化傾向(トレンド)の解説より

#### 2 実行計画の目的と位置付け

#### (1) 実行計画の目的

本町では、『地球温暖化の推進に関する法律』に基づき、2010年9月に『第1次中頓別町地球温暖化対策実行計画』を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向け、庁内の省エネ・省資源・廃棄物の減量化などの取り組みを推進してきました。

2016年5月27日地球温暖化の推進に関する法律が改正、同年11月18日モロッコ・マラケシュで開催された、国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)、京都議定書第12回締約国会合(CMP12)、パリ協定第1回締約国会合(CMA1)等に関し、日本の対応、具体的な成果及び評価が公表されました。

こうした国の動向と法律改正を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項、第8項及び第9項に基づき『第2次中頓別町地球温暖化対策実行計画』を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向け、町内住民や事業者に対し、率先した取り組みを図ることを目的とします。

# 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は 共同して、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく 措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

## (2) これまでの取り組みと課題

中頓別町では、これまで第1次実行計画に基づき、クールビズ、ウォームビズ、節電、 自転車通勤やグリーン購入等に取り組みましたが、職員の意識低下や施設条件により取り 組めない項目がある等の課題が抽出されました。今回の改定では、職員や施設に合った最 大限実行可能な取り組みとなるよう見直すとともに、効率的な事務事業の執行に努めま す。また、さらなる削減を進めるためには、公共施設の設備更新の際、施設自体の省エネ 化の検討・実践することが必要です。

本町の町有施設は、温室効果ガスを多量に排出する者(特定事業所排出者<sup>※</sup>)の該当はありません。

- ※エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 特定事業所排出者:全ての事業所のエネルギー使用量合計が 1,500k ℓ/年以上となる事業者 上記以外の温室効果ガス 特定事業所排出者:①及び②の要件をみたす事業者
  - ① 温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計が CO2 換算で 3,000t 以上。
  - ② 事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上。

## 第2章 基本的事項

#### 1 計画の対象範囲

## (1)計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、中頓別町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。

#### [ 町有施設の対象範囲の考え方]

組 織	対象の有無	根拠
指定管理者制度施設	対象	指定管理者に施設運営を委託している場合であって も、施設の所有者は町であるため対象となる。
管理を外部に委託し ている施設	対象	庁舎の設備・機器等の保守管理等を委託した場合であっても、エネルギーを直接使用するのは町であるため 対象となる。
委託する事務事業	対象外	指定管理者制度施設を除き、外部に委託する事務事業は対象外となる。
無人施設	対象	職員が常駐しない施設であっても、自ら事務・事業 (管理)を行う場合には対象となる。
町営住宅	対象外	個人の生活に伴うものに関しては、対象外になる。 (本町の町営住宅に、管理事務所はない。)

# [ 町長部局 対象施設一覧表 ]

所 管	所属	施設名
総務課	住民グループ	一般廃棄物埋立処理施設
		中頓別火葬場
産業建設課	産業グループ	有害鳥獣処理施設
		循環農業支援センター
		農産物加工研究施設もうもう、オガル
		そうや自然学校
		中頓別鍾乳洞
		ピンネシリ温泉 ホテル望岳荘
		交流プラザ 道の駅ピンネシリ
	建設グループ	役場庁舎
		除雪センター
		地域づくり活動支援センター
		中頓別浄水場、旭台ポンプ場、松音知配水池、 松音知ポンプ場、豊泉ポンプ場、兵安ポンプ場、敏音知ポンプ場、小頓別ポンプ場
保健福祉課	保健福祉グループ	介護福祉センター、保健センター
国民健康保険病院	事務局	国民健康保険病院
自動車学校	自動車学校	自動車学校

# [教育長部局 対象施設一覧表]

所 管	所属	施設名
教育委員会	教育グループ	認定こども園
		中頓別小学校
		中頓別中学校
		町民センター
		郷土資料館(青少年柔剣道場、図書室)
		創作活動施設

(教育委員会)	(教育グループ)	小頓別多目的集会施設
		町民体育館
		山村水泳プール
		寿公園
		寿スキー場
		学校給食センター

## (2)対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガス※は、地球温暖化の推進に関する法律第2条第3項に 規定されている7種類の物質のうち、地方公共団体では、ほとんど排出されないと評価されている3種類を除いた4種類とします。

※ 温室効果ガス:二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄(SF8)、三ふっ化窒素(NF3)

## [対象とする温室効果ガス]

ガス種類	人為的な発生源		
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。	
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
メタン (CH4)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立、農業関連等により排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約21倍の温室効果がある。		
一酸化二窒素 (N₂O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、窒素肥料の生産や使用により排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約310倍の温室効果がある。		
ハイドロフルオロ カーボン(HFC) ※	カーエアコン・住宅用エアコン・冷蔵庫・消火器等の使用や廃棄時に排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約 140~11,700 倍の温室効果がある。		

<sup>※</sup> HFC は物質群で、温対法対象となる具体的物質名は、温対法施行令第1条(HFC13物質)に掲げられている。

## 第3章 温室効果ガス排出量の算定方法

## 1 事務・事業の範囲における温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量には、ガソリン、電気等の使用料及び事業に伴う発生量(農業、下水道終末処理)を基に、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第3条で定める方法により、係数乗じて算出した温室効果ガス排出量を二酸化炭素等に換算した数値を使用します。

なお、一般廃棄物の焼却及び産業廃棄物の焼却は、南宗谷衛生施設組合での広域処理を行っているため対象外としますが、『一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画含む)』※と整合性を図り、ごみの減量化や資源化(分別回収、汚泥の堆肥化)に努めるとともに、南宗谷衛生施設組合と連携し、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでの過程で処理・処分の効率化を図り、施設・設備の延命化や省エネルギー対策の推進に取り組みます。

※ 一般廃棄物処理基本計画(平成 28 年 3 月策定)【基本理念】"自然環境の保全と環境にやさしいまちとくらしづくり"を創造するため、町民・事業者・行政が協働・連携して「循環型社会」の実現を目指します。

#### [ 算定対象項目と排出される温室効果ガスの種類 ]

算定対象項目	単位	CO <sub>2</sub>	CH4	N <sub>2</sub> O	HFC
燃料の燃焼(ガソリン、灯油、軽油、重油)	L	0			
他人から供給された電気の使用	kWh	0			
家庭用機器における燃料の使用(LPG)	kg		0	0	
自動車の走行	km		0	0	
家畜の飼養(消化管内発酵)	頭		0	0	
家畜のふん尿処理等	頭		0	0	
放牧地における牛のふん尿	頭		0	0	
下水処理(終末処理場)	m³		0	0	
自動車用エアコンディショナーの使用	台				0
消化器の使用又は廃棄	kg				0

上記のほか、『水道水の節水』について、水道使用量を調査し減量に努めます。

# 第4章 目的と基本方針

## 1 計画期間と数値目標

本計画の計画期間は、2015年度を基準として、2016年度から2025年度までの10年間とし、計画期間中の当該年度の温室効果ガス排出量を年平均2%以上削減することを目標とします。

計画の最終年度である 2025 年度の排出量を 20%削減することを目指します。

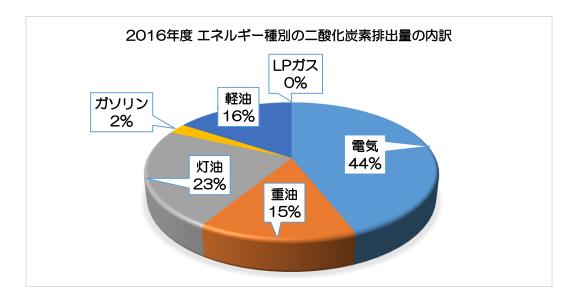
## (1) 基準年度の温室効果ガス排出量と目標数値

本計画の事務・事業における基準年度の排出量及び最終年度目標は、次のとおりです。

区分	二酸化炭素 (kg-CO2)	メタン (kg-CH4)	一酸化二窒素 (kg-N2O)	ハイド <sup>*</sup> ロフルオロカーホ <sup>*</sup> ソ (kg-HFC)	排出量計
基準年度排出量	2,181,346	339,486	5,732	7	2,526,571
目標数値	1,745,076	271,588	4,585	5	2,021,254
削減率	20%	20%	20%	20%	20%

#### (2)要因別の排出状況

対象とする温室効果ガスのうち86%を占めている二酸化炭素について、エネルギー種別で排出量をみると、電気が最も多く全体の44%、次いで灯油が23%となっています。



# 2 目標達成に向けた取り組みの基本方針

# (1)設備改修等における取り組み

項目	取り組み内容	
照明	〇 照明対象範囲を細分化する。	
	〇 調光制御が可能な照明器具を設置する。	
	〇 人感センサーの導入場所を拡大する。	
	O LED 照明を導入する。	
スマート	〇 環境性能が高い車両を購入する。	
ムーブ	〇 市街地業務における徒歩・自転車を積極的に使用する。	
庁舎・設備	前 ○ 再生可能エネルギー設備・エネルギー消費の高効率設備(新エネ・省 エネ設備)の導入を検討する。	
	○ 高断熱ガラス・二重サッシを導入する。	
PC • OA	〇 コピー機・プリンター等は、消費電力が少ない機種を導入する。	
機器	〇 プリンター等の集約や適正配置を実施する。	
節水	○ 節水型機器を導入する。	

# (2)日常における取り組み

項目	取り組み内容
暖房	〇 設定温度を適正化する。
	冬期の室温:20℃
	※ ただし、高齢者や乳幼児が来庁する施設は配慮する。
	〇 会議開始直前にスイッチを入れ、会議終了時間前にスイッチを切る。
照明	〇 照明を利用していない場所・時間帯は、細目に消灯する。
	〇 窓口以外の執務室は、昼休み中の消灯を徹底する。
	〇 各職場の最終退庁者は、消灯を確認する。
	〇 年末等大掃除の際は、照明器具を清掃する。
庁舎設備	○ 冷蔵庫・コーヒーメーカー・電気ポット等を適正に使用する。
	〇 お湯を沸かす場合は、コンロを使用しポットへ移す。

(庁舎設備)	〇 トイレの便器便座設定温度及び使用期間を最小限にする。
	○ トイレ手拭ペーパーは、来客用であり職員は使用せず、ハンカチを持参する。
節水	〇 日常的に節水に努め、必要最小限の使用とする(水質調査時を除く)。
スマート	○ 急発進・急加速をせず、エコドライブに努める。
ムーブ	〇 暖機運転は、最小限にする。
	〇 エアコンは、適正に使用する。
	〇 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切る。
	○ 法定点検を受け、オイル交換やタイヤの空気圧調整など、公用車の整備・管理を適切に実施し、排気ガスの削減に努める。
	○ 距離・天候に応じて、徒歩や自転車を使用する。
	○ 自動車通勤を控えるよう努める。
PC • OA	○ コピー機・プリンター等は節電モードに設定する。
機器	〇 常時使用しない機器は、電源を切る(緊急通報関連機器は除く)。
	○ 各職場の最終退庁者は、電源 OFF を確認する。
	○ 昼休み・外勤時は、モニターの電源を切る。
	〇 支障のない範囲で裏紙を使用する。
	〇 両面印刷・集約印刷機能を活用する。
	〇 コピー機の使用前・使用後にリセットボタンを押す。
	〇 資料等の共有化を図り、紙出力を抑制する。
廃棄物	〇 再資源のため排出ゴミを分別する。
リサイクル	○ 割り箸・紙コップの使用を自粛(マイカップ・マイボトル利用)する。
	〇 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
	○ 環境ラベル(エコマーク・グリーン購入法適合マーク・GPN マーク) 対象製品※を購入する。
	○ 封筒・ファイルを再利用する。
定時退庁の	〇 効率的事務処理により、定時退庁をする。
励行	〇 毎週水曜日ノー残業デーを徹底する。
	〇 事務改善により、時間外勤務を削減する。

クールビズ (6~9月)	○ ブラインドの使用により、直射日光による室温上昇の抑制に努める。
	○ ノーネクタイ等軽装に努める。
ウォーム	〇 室温を上昇させるため、日中はブラインドを上げて日光を取り込む。
ビズ	○ 膝掛の使用や重ね着を心がける。
(11~4月)	○ 室温維持のため、ブラインドを下ろし窓からの熱放射を防止する。
町有林の 整備・保全	○ 豊かな森林資源を適正に管理し、持続的な森林吸収減の確保・拡大を図る。

※ エコマーク:環境保全に役立つ商品に付けられるマークで、公益財団法人日本環境協会がメーカーなどからの申し 出を受けて認定します。認定を受けた商品のみ表示できます。

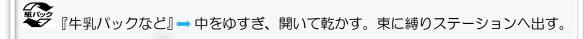
グリーン購入法適合マーク:グリーン購入法に基づく「特定調達品目」の「判断の基準」に照らし、適合する商品 について表記しています。

GPN マーク: グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ネット(GPN データベース)」に登録されている商品です。商品選択の際に比較可能な環境データを提供するものです(同ネットの掲載商品は GPN が推奨するものではありません)。

# ~ ゴミ分別のお願い ~

温室効果ガス排出抑制のため、ゴミの発生抑制及び適正な分別の徹底にご協力をお願いいたします。

無影容器包装』→ お菓子の紙箱、ティシュペーパーの外箱(取出し口はプラ)等汚れがあるものは洗い流し、落ちないものは燃えるごみ。小さいものが多い場合は、 紙袋に入れステーションへ出す。



● 『段ボール』→ 家電製品の箱などで、金具やプラ系テープをはがし、束に縛りステーションへ出す。

プラスチック製容器包装』→ ラベル、袋や容器のキャップなどで、市販の透明・ 半透明袋に入れてステーションへ出す。

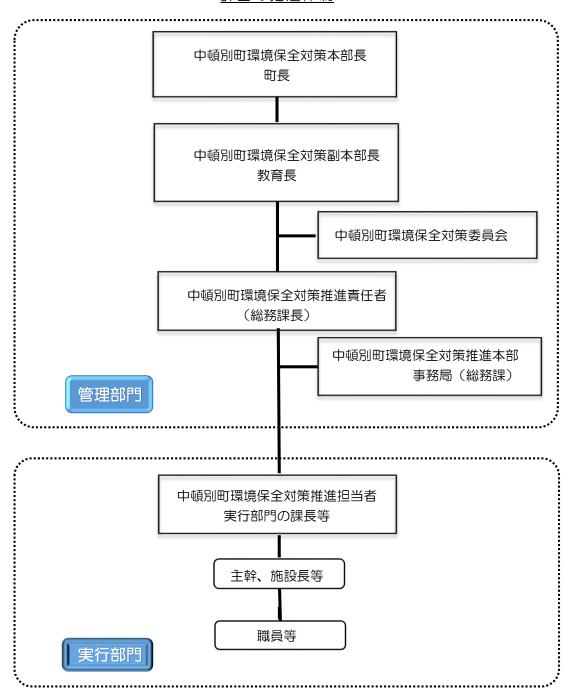


# 第5章 計画の進行管理

## 1 推進体制

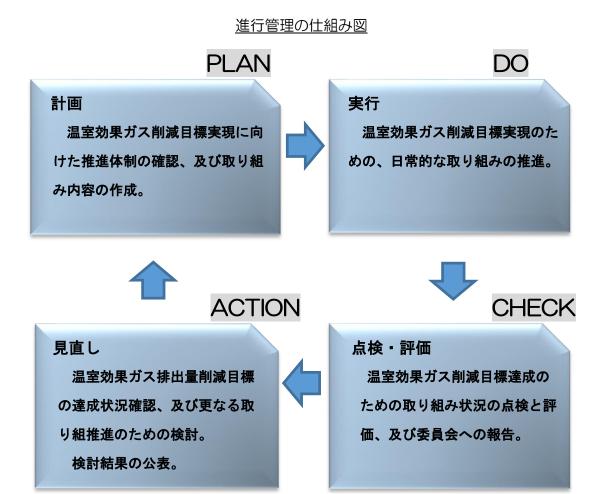
本計画は、次の体制により推進します。

計画の推進体制



## 2 進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、次の PDCA サイクルを基本とします。



# ① 計画 (Plan)

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取り組みの励行等について主幹・施設長等、及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取り組みを励行する。

#### ② 実行 (Do)

主幹・施設長等、及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に温室効果ガス 排出量の削減(抑制)に務める。

## ③ 点検・評価(Check)

## 【 主幹・施設長等の実施事項 】

主幹・施設長等は、職員等の報告を踏まえて、所管の取り組みを総括するとともに、 所管の設備機器の利用状況(改修・更新等)の状況を把握し、年 1 回(6月)所管のエネルギー使用量を、環境省が公表している「かんたん算定シート」に入力し、課長等に報告する。

#### 【 課長等の実施事項 】

課長等は、主幹・施設長等からの報告を踏まえて、課内の取り組みを総括し、「かん たん算定シート」を確認のうえ、年1回、事務局に提出する。

#### 【 環境保全対策推進本部事務局の実施事項 】

環境保全対策推進本部事務局は、課長等から提出された「かんたん算定シート」に基づき、中頓別町有施設全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況をとりまとめ、環境保全対策推進責任者(総務課長)に報告する。

#### ④ 見直し (Action)

環境保全対策推進責任者(総務課長)は、環境保全対策推進本部事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年1回、環境保全対策委員会に報告する。

環境保全対策委員会は、環境保全対策推進責任者(総務課長)の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取り組み成果等を総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 3 結果の公表

環境保全対策推進本部事務局は、環境保全対策委員会の結果を含め、地球温暖化対策の 推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、広報やホーム ページを活用して住民に分かりやすく公表します。また、計画を見直した場合も同様に公 表します。

#### 4 温室効果ガス排出量削減の副次的効果

中頓別町の事務事業において温室効果ガスを削減することは、エネルギー使用量、光熱 費の抑制に繋がり、町費の支出削減にも寄与することができるという副次的効果がありま す。関係職員等は、このことも念頭におき、各取り組みを励行します。